

●本計画期間内に実施する施策

1. 啓発に関する施策

(1) 啓発活動の充実

- ・「リファレンしなば」や「リンピアいなば」などの体験・参加型学習施設を活用した啓発活動を実施する。
- ・リサイクルフェスティバル、エコアイデアコンテストなど、環境に関するイベントを実施する。

(2) 適正排出の普及・啓発

- ・ウェブサイト、チラシ等の作成・配布や、スマートフォンなどを活用した情報伝達などにより、普及・啓発に努める。

(3) 事業者啓発の推進

- ・事業者に対してごみの発生抑制・再使用の推進、過剰包装の自粛、店頭回収等の促進の啓発に努める。



2. ごみ減量化に関する施策

(1) ごみ処理の有料化

- ・指定袋の料金を通じてごみ処理費用の一部を負担してもらうことにより、ごみ問題への意識を高める。

(2) ライフスタイルの見直し

- ・マイバッグ持参、生ごみの水切りなどの啓発に努め、ごみの減量化を推進する。

(3) 生ごみの減量化

- ・生ごみのコンポスト化などを推進し、ごみの減量化に努める。

3. その他の施策

(1) 再使用（リユース）に対する取組

- ・リファレンしなば等において再生品の販売を行い、再使用を推進する。

(2) 資源化に対する取組

- ・資源物の集団回収を推進し、資源化を進めていく。
- ・地域の状況に応じ、新たな資源物の分別回収が可能か検討する。
- ・事業者と連携した資源回収事業を推進する。



(3) 環境に配慮した商品の購入

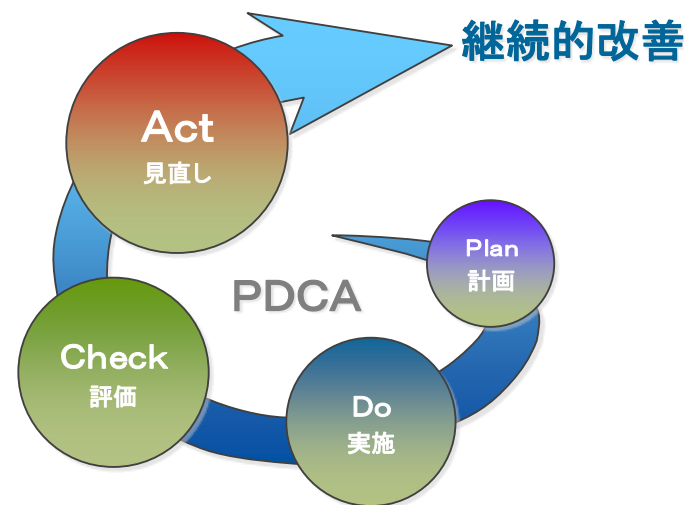
- ・商品等を選ぶ際にできるだけ環境負荷の少ないものを選択するグリーン購入を推進する。

●計画の進行管理

本計画は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、構成市町と鳥取県東部広域行政管理組合が連携し、協力しながら、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図ります。

また、概ね5年ごと、又は、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを行っていきます。

なお、構成市町においては、本計画に基づき「ごみ処理実施計画」を策定し、施策を実施していきます。



一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和7年3月改訂

〔概要版〕

鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町
鳥取県東部広域行政管理組合

この一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、健全な社会経済システムを持続しつつ、廃棄物の排出抑制（リフューズ若しくはリデュース）を図るとともに、使用済み製品や部品等については再使用（リユース）を行う方策を、さらに、再使用できない廃棄物にあつては再生利用（マテリアルリサイクル若しくはサーマルリサイクル）などの方策を示すもので、計画期間は令和2年度から16年度の15年間としています。

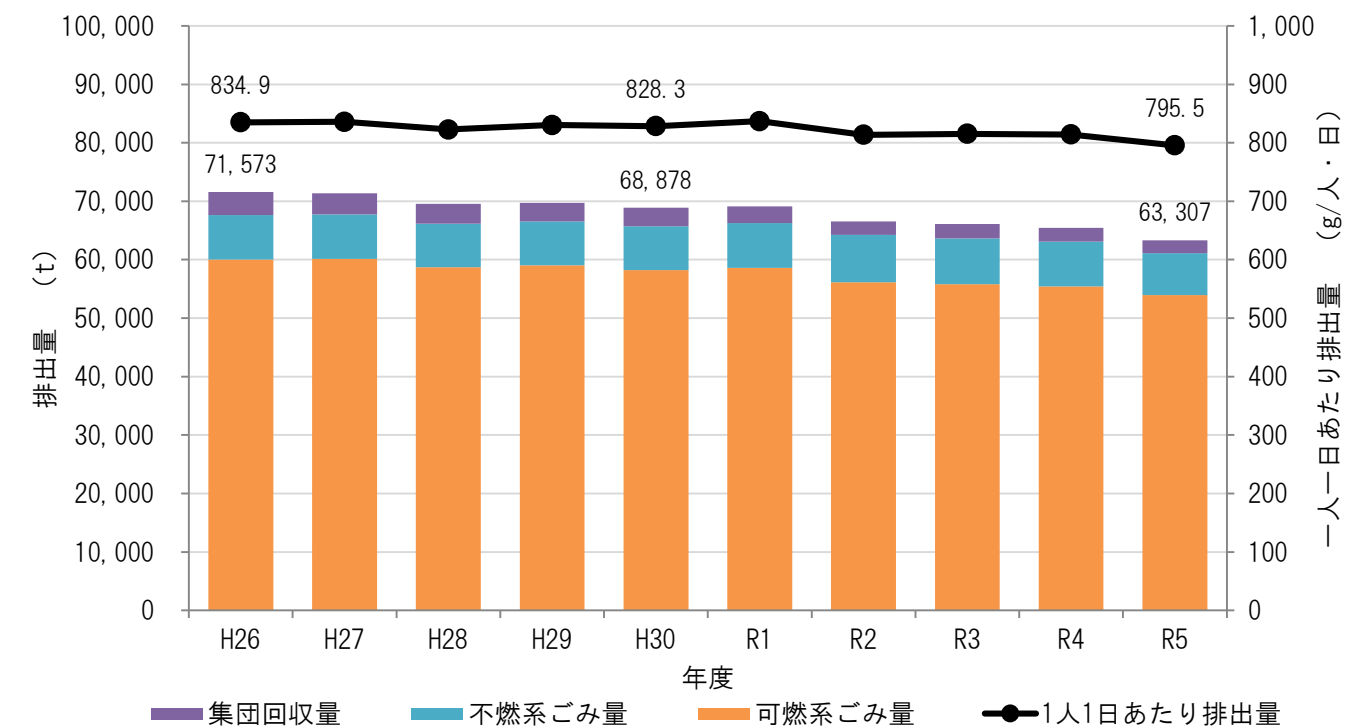
今回、令和元年度に策定した既定計画の前期5カ年が経過するため、社会情勢等を勘案して見直しました。

●ごみ処理の現状

ごみ排出量の実績

ごみ総排出量の実績は、減少しています。

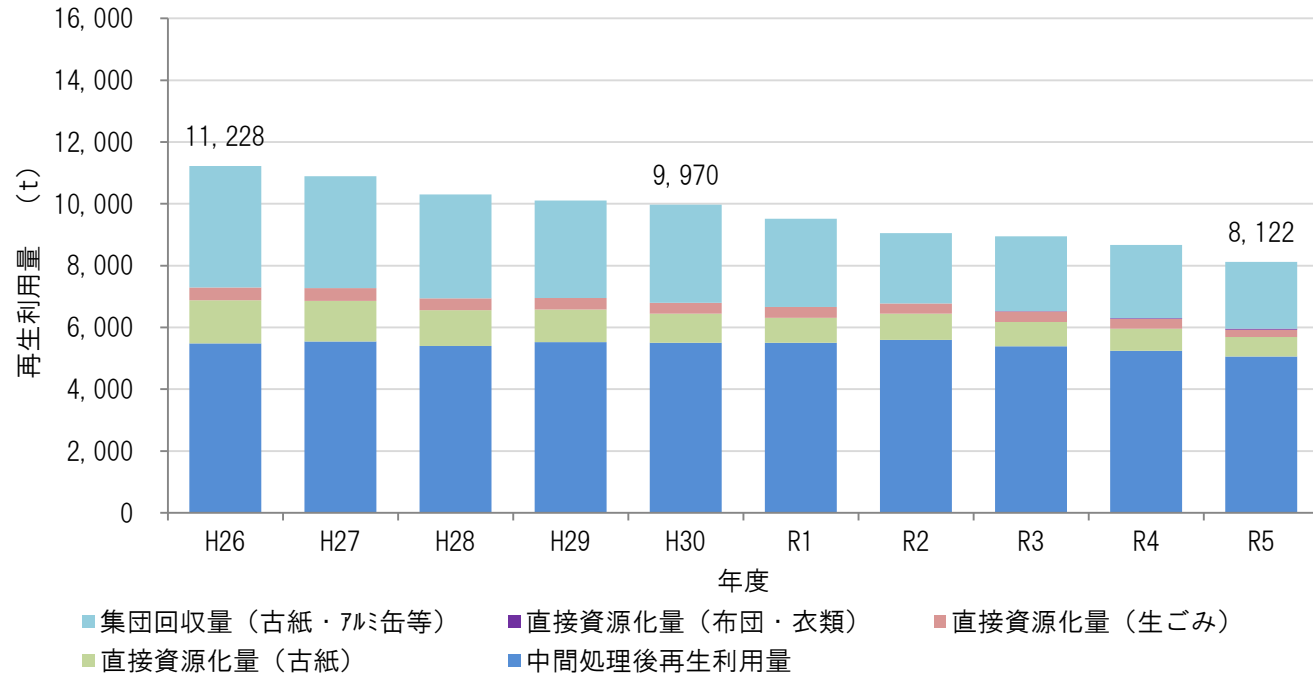
令和5年度は、ごみ総排出量 63,307 t、一人一日あたり排出量 795.5 g/人・日であり、計画期間前の平成30年度から、それぞれ8.1%、4.0%減少しています。



再生利用量の実績

中間処理後再生利用量は概ね横ばい状態ですが、直接資源化量（古紙類）や集団回収量は減少傾向にあります。

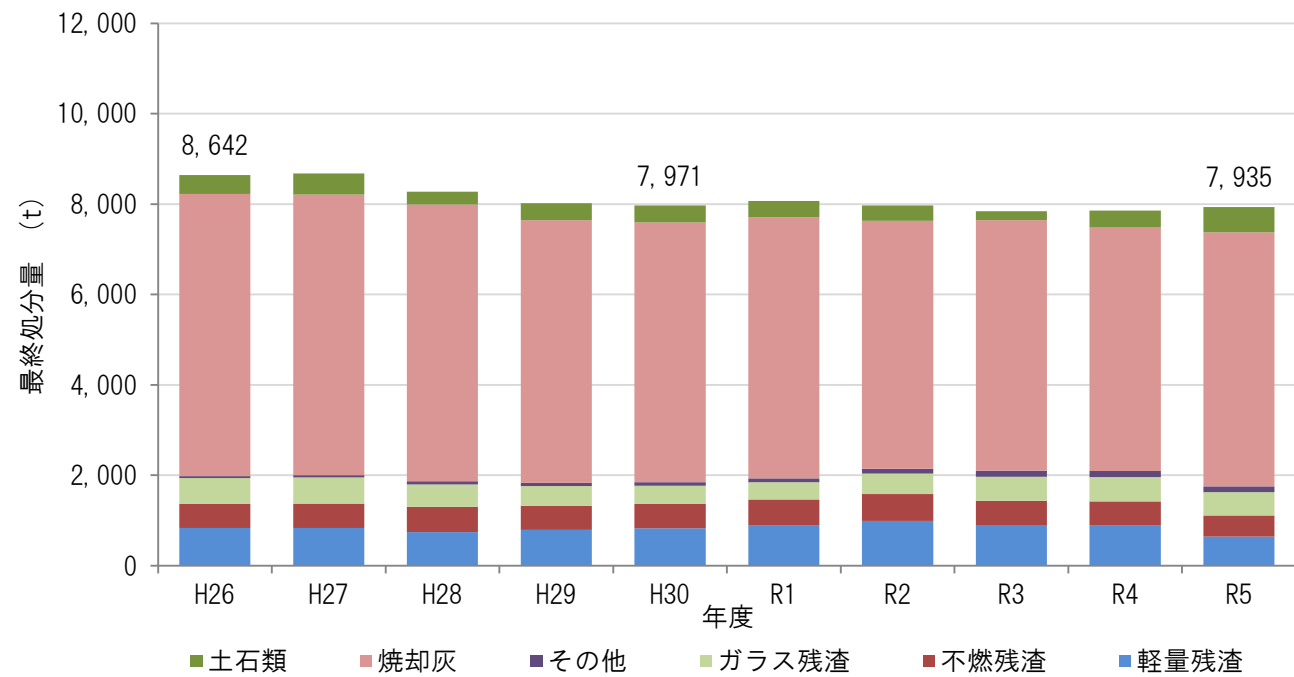
令和5年度の再生利用量は8,122 tで、平成30年度に比べ1,848 tの減少となっています。



最終処分量の実績

最終処分量の実績は減少傾向でしたが、平成30年度以降は変動しながら微減傾向にあります。

令和5年度の最終処分量は7,935 tで、その約7割が焼却灰となっています。



ごみ処理等の課題と対応方針

排出に関するもの

- 可燃ごみには、古紙類や容器包装プラスチックなどの混入が散見されます。分別の徹底の啓発を引き続き行い、可燃ごみの排出量を削減するとともに、プラスチック等の再資源化を推進します。
- 可燃ごみの排出量の削減等のため、家庭用生ごみ処理機等の購入補助を引き続き行います。
- コロナ禍の影響により減少していた事業系可燃ごみは、今後増加が見込まれるため、排出量抑制のため事業者に対して減量の取組等の啓発を引き続き行います。

収集運搬に関するもの

- 収集運搬に係る経費や環境負荷を低減するため、より効率的な収集体制の構築等について、引き続き実施または検討します。

処理に関するもの

- 現有施設（リンピアいなば及び鳥取県東部環境クリーンセンター）の能力を最大限に発揮させた状態で維持し、安定した処理が行えるよう、適切な運転管理・施設維持を行います。

ごみ処理の目標

ごみ排出量目標値

令和16年度 826 g/人・日

今後、東部圏域内人口の減少によりごみ総排出量は減少が見込まれますが、事業系可燃ごみがコロナ禍前の状況に戻るよう増加し、一人一日あたり排出量は微増傾向で推移すると見込まれます。

このため、計画目標年度（令和16年度）におけるごみ排出量の目標値は、既定計画における方針等を継承し、引き続きごみ排出量の削減に努めながら、一人一日あたり排出量を維持していくものとして、826 g/人・日を目標値とします。

排出抑制目標に関する方針

